

## 1 処理全般について

- ( 1 ) 設備特に洗浄や処理を行う反応槽、パイプ等の材質は何か。それらが腐敗や破損する危険性はないか。
- ( 2 ) 処理施設の稼働時間は、何時から何時までか。
- ( 3 ) 搬送から残渣の処理まで外に P C B が洩れないよう厳格な管理方式とすることが重要である。
- ( 4 ) 安全を徹底し、周辺地域へ P C B ( 廃棄物を含む ) をぜったいに排出しないこと。
- ( 5 ) 事業終了後の処理施設は、完全に閉鎖・解体し、P C B 汚染物質は全て除去すること。
- ( 6 ) 搬入から処理にいたる過程で P C B を含む油等が漏洩、飛散し、容器や作業員に付着し、搬入搬出の際に施設外で P C B 汚染を引き起こす危険が考えられる。作業中に漏れ出た P C B 油をどこまできちんと回収できるのか。
- ( 7 ) P C B は、猛毒物質ということなので処理、運搬に大変な危険が伴うのではないか。
- ( 8 ) 東海 4 県から豊田市に P C B 廃棄物が集中して搬入され、大量に保管されることになる。長期にわたり大量に搬入され、保管されることは、地域住民にとっては不安である。

## 2 施設内の保管について

- ( 1 ) 搬入された P C B 廃棄物はどんな設備で保管されるのか。保管中に漏れることはないのか。また、万一漏れた場合、外に出ないように対応されているか。処理過程の中間物の保管は、どのように行われるのか。

## 3 処理技術について

- ( 1 ) 洗浄に使用する溶剤は何か。
- ( 2 ) P C B 分解処理に使用するアルカリ剤は何か。また、使用する反応溶媒は何か。それをどこにどのように貯蔵するのか。
- ( 3 ) 脱塩素化処理の国内実績はどうなっているのか。安全だと信用するに十分な実績もなくいきなり実用的にこの処理技術が使われるのではないかと危惧している。

- 4 処理後の分解完了確認、卒業判定について
  - (1) 洗浄後の容器及び内部部材からPCBが除去されたことをどのように検証するのか。
  
- 5 処理に伴う残渣等について
  - (1) リサイクル可能物は、どのようなものにリサイクルされるのか。引き受け先の目処はあるか。
  - (2) リサイクル不可物は、どのように処分するのか。
  - (3) 残渣を道路作りの材料(アスファルトの下に)に使用すると聞いたが事実か。処理済物の最終処理方法がはっきりしないままの事業実施には問題がある。早急に処理方法を明らかにすること。
  - (4) 再処理すべき廃棄物が大量に発生した場合には、PCB廃棄物の受け入れも停止し、処理施設内に大量に廃棄物が搬入されないようにするなどの措置をとることを求める。
  
- 6 排気処理について
  - (1) オイルスクラパーの吸収率はどれくらいか。運転開始から終了まで一定の吸収を維持できるか。
  - (2) 排気を処理する活性炭の交換頻度は、どれくらいか。
  - (3) 使用済の活性炭は、どのように処理するのか。
  
- 7 情報公開について
  - (1) 概要書に設備に対する具体的な記述がないため、搬入・保管・処理・後処理が安全かつ周辺環境に配慮されているか判断できない。
  - (2) PCB処理の目処がついたとの説明だったが、それが真実なら市民わかり易く資料を提示すべきだ。
  - (3) オンラインモニタリングのデータなどは、常時公開されるのか。
  - (4) 市民に対して積極的に情報公開すること。
  - (5) 既に説明会を開催した自治区住民に対しても今後引き続き説明会を開催してほしい。
  - (6) 現段階では、市民に対する説明が不十分、市民が納得できるような説明を求める。

## 8 緊急時対策について

- ( 1 ) P C B が外部に洩れるなどの異常があった場合、運転停止はどのように行われるのか。自動的に停止されるのか操作員が手動で停止するのか。
- ( 2 ) 緊急の場合の運転停止を行う場合のガイドラインはあるのか。ガイドラインは、公開すべきである。

## 9 収集運搬

- ( 1 ) 搬入ルートは、固定なのか。それはどこか。
- ( 2 ) 搬入の時間帯は、どのようになるのか。朝夕の通学通勤の時間帯は、外すべきである。
- ( 3 ) 通勤、登下校の時間帯には、運搬を行わないなど配慮すること。
- ( 4 ) 収集運搬の車両と方法は、どのようなものか。
- ( 5 ) 収集運搬業者は決まっているのか。
- ( 6 ) 高速道路を含め、運搬ルート周辺の住民にも説明会を開催すべきである。
- ( 7 ) P C B 廃棄物の大量輸送による事故及びその被害は、いつ何時発生してもおかしくなく、地域住民は常にその危険にさらされている。
- ( 8 ) 運搬に関しても事故防止策を徹底し、事故を未然に防ぐこと。

## 10 その他

- ( 1 ) 東海 4 県から多量の P C B が毎日集められるのではないか。
- ( 2 ) 環境事業団と市が締結する協定は、どのような項目になるのか。
- ( 3 ) 安全監視委員の権限はどのようなものか。必要と判断したら施設の稼働を停止させることができるのか。
- ( 4 ) 安全監視委員会への市民参加の方法はどのように行われるのか。メンバーに市民は入っているのか。
- ( 5 ) 安全監視委員は公募で選出すべきである。
- ( 6 ) 安全監視委員会に市民を参加させ、常に市民が監視できる状況にしておくこと。
- ( 7 ) 安全な処理技術が確立しているのなら、搬送中の事故等のリスクを減らすためには、広域処理でなく各地で処理する方がよい。
- ( 8 ) なぜ東海 4 県の P C B 廃棄物を豊田市で受け入れなくてはならないか納得がいく説明がなされていない。
- ( 9 ) 各地で処理すれば、大災害が発生しても被害が小さく抑えられる。リスク分散の発想でなく豊田市に集中することに非常に憤りを感じる。